

2. 平成21年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

1 測定の概要

有害大気汚染物質は、極めて微量であっても、長期間曝露した場合、人の健康に有害な影響を及ぼす恐れがあります。このため、多くの化学物質の中から「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（234物質）」がリストアップされ、更に、この中から、有害性の程度、大気環境中の状況等を考慮し、健康リスクが比較的高いと考えられる「優先取組物質（22物質）」が指定されています。

また、「優先取組物質」について科学的知見の充実したものから順次、環境基準や指針値が設定されており、現在、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質について環境基準が、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの7物質について指針値が設定されています。

これら優先取組物質のうち、高知県が18物質、高知市が19物質について、調査を行いました。（ダイオキシン類は除く。）

○ 環境基準

環境基本法に基づき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準

○ 指針値

有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

2 調査地点及び測定項目

一般環境については、高知市（介良）、須崎市（須崎福祉保健所）、いの町（伊野合同庁舎）の3ヶ所で、道路沿道については、高知市（東城山町）の1ヶ所で調査を実施しました。調査した物質は、優先取組物質のうちベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、酸化エチレン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、ベンゾ〔a〕ピレンの19物質です。（このうち、酸化エチレンについては、高知市のみ測定しています。）

なお、高知市内については、同市が測定しています。（今年度より介良で測定。）

3 調査結果

（1）環境基準が設定されている4物質について

4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）全てについて、全測定地点で環境基準に適合していました。

(表 2-1, 2-2, 図 1-1 ~ 図 1-4)

(2) 指針値が設定されている 7 物質について

7 物質 (アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1, 2-ジクロロエタン、1, 3-ブタジエン) 全てについて、全測定地点で指針値に適合していました。

(表 2-1, 2-2)

(3) その他の優先取組物質 8 物質 (環境基準等が未設定の物質) について

その他の物質 (酸化エチレン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、ベンゾ [a] ピレン) の測定結果は、表 2-2 のとおりでした。

表 2-1 有害大気汚染物質の環境基準値・指針値適合状況

区 分	地域分類	一般環境			沿道
	所在地	高知市	須崎市	いの町	高知市
	測定地点	介良	須崎福祉保健所	伊野合同庁舎	東城山町
	測定機関	高知市	高知県		高知市
環境基準設定	ベンゼン	○ ()	○ (○)	○ (○)	○ (○)
	トリクロロエチレン	○ ()	○ (○)	○ (○)	○ (○)
	テトラクロロエチレン	○ ()	○ (○)	○ (○)	○ (○)
	ジクロロメタン	○ ()	○ (○)	○ (○)	○ (○)
指針値設定	アクリロニトリル	○ ()	○ (○)	○ (○)	○ (○)
	塩化ビニルモノマー	○ ()	○ (○)	○ (○)	○ (○)
	水銀及びその化合物	○ ()	○ (○)	○ (○)	○ (○)
	ニッケル化合物	○ ()	○ (○)	○ (○)	○ (○)
	クロロホルム	○ ()	○ (○)	○ (○)	○ (○)
	1, 2-ジクロロエタン	○ ()	○ (○)	○ (○)	○ (○)
	1, 3-ブタジエン	○ ()	○ (○)	○ (○)	○ (○)

注 1. ○は環境基準・指針値に適合、×は超過を表します。

2. () 内は、平成 20 年度の測定結果です。

表 2-2 有害大気汚染物質の測定結果

区分	地域分類	一般環境			沿道	基準値・ 指針値	
	所在地	高知市	須崎市	いの町	高知市		
	測定地点	介良	須崎福祉 保健所	伊野合 同庁舎	東城山町		
環境 基準 設定 物質	ベンゼン	1.1	0.89	0.83	1.6	3	環境 基準
	トリクロロエチレン	0.026	0.023	0.033	0.029	200	
	テトラクロロエチレン	0.024	0.030	0.023	0.10	200	
	ジクロロメタン	0.96	0.42	0.48	1.1	150	
指 針 値 設 定 物 質	アクリロニトリル	0.017	0.018	0.029	0.018	2	指 針 値
	塩化ビニルモノマー	0.022	0.017	0.010	0.023	10	
	水銀及びその化合物	2.6	2.3	1.9	2.0	40	
	ニッケル化合物	2.0	2.6	2.2	2.7	25	
	クロロホルム	0.10	0.15	0.22	0.086	18	
	1, 2-ジクロロエタン	0.11	0.11	0.12	0.12	1.6	
	1, 3-ブタジエン	0.075	0.092	0.070	0.29	2.5	
そ の 他 の 物 質	酸化エチレン	0.053	-	-	0.062		
	アセトアルデヒド	2.0	0.71	0.84	1.7		
	ホルムアルデヒド	2.4	1.2	1.3	2.6		
	ヒ素及びその化合物	0.55	1.2	1.1	0.64		
	ベリリウム及びその化合物	0.045	0.014	0.015	0.045		
	マンガン及びその化合物	28	5.0	5.8	18		
	クロム及びその化合物	2.6	0.70	0.69	2.1		
	ベンゾ[a]ピレン	0.079	0.072	0.076	0.17		

注) 1 測定結果値は、年間測定値の算術平均値を記載しています。ただし、検出下限値未満のデータが存在する場合には、当該検出下限値に 1/2 を乗じて得られた値を用いて平均値を算出しました。

なお、この方法により算出した年平均値が、全測定値の最大の検出下限値未満の数値であった場合は、その値を括弧書きで表記しました。

2 単位は、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、酸化エチレン、1, 2-ジクロロエタン、1, 3-ブタジエン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒドについては $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を、水銀（及びその化合物）、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、ベンゾ [a] ピレンについては ng/m^3 を使用しています。

μg (マイクログラム)、 ng (ナノグラム) はそれぞれ、 g (グラム) の 100 万分の 1、10 億分の 1 を意味します。

ベンゼンの経年変化

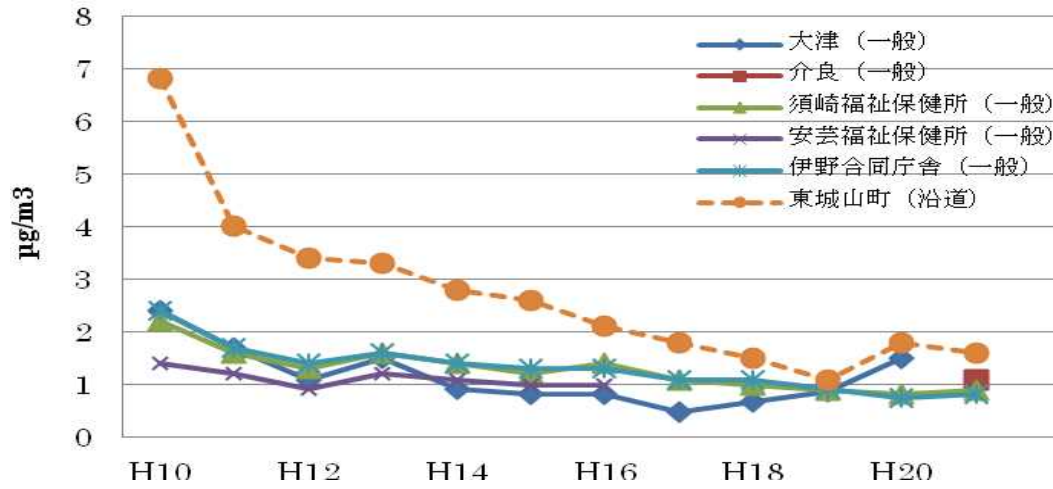


図 1 - 1

トリクロロエチレンの経年変化

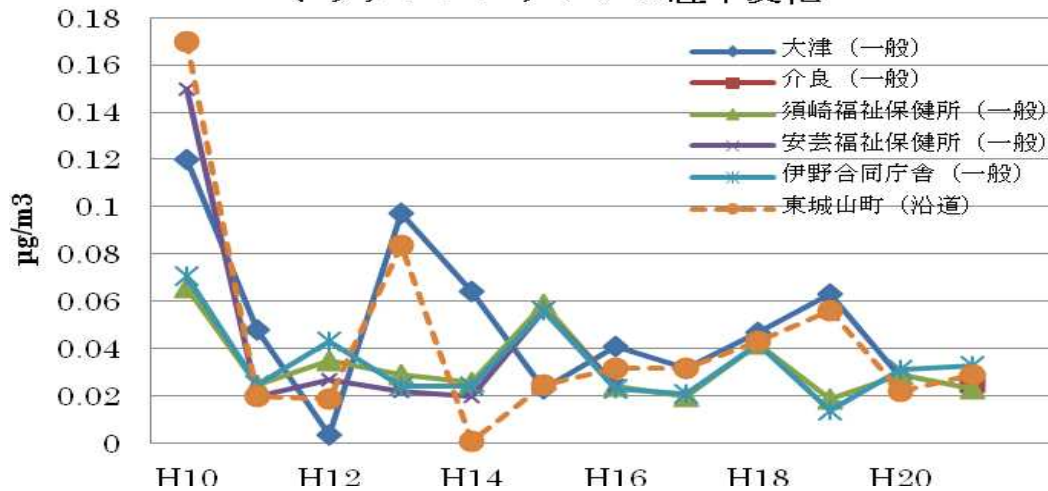


図 1 - 2

テトラクロロエチレンの経年変化

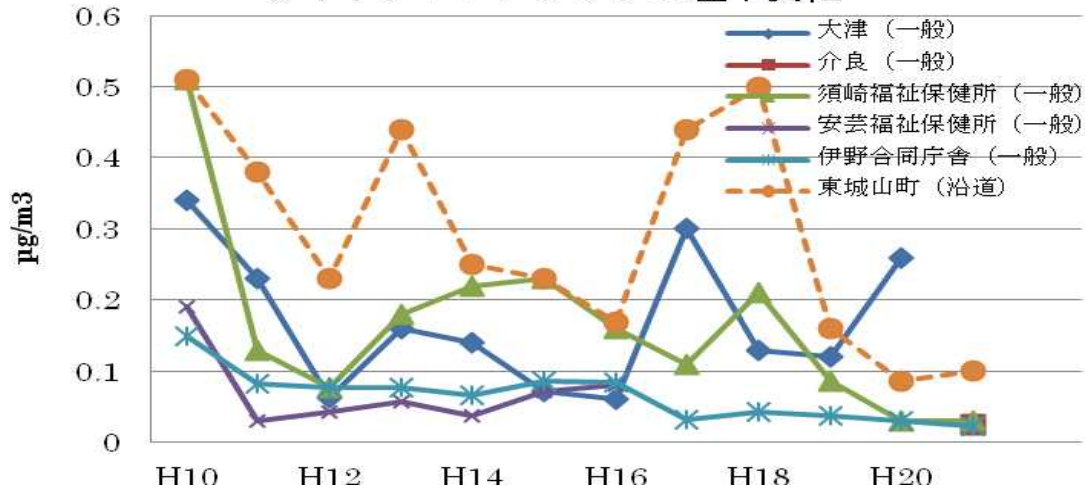


図 1 - 3

ジクロロメタンの経年変化

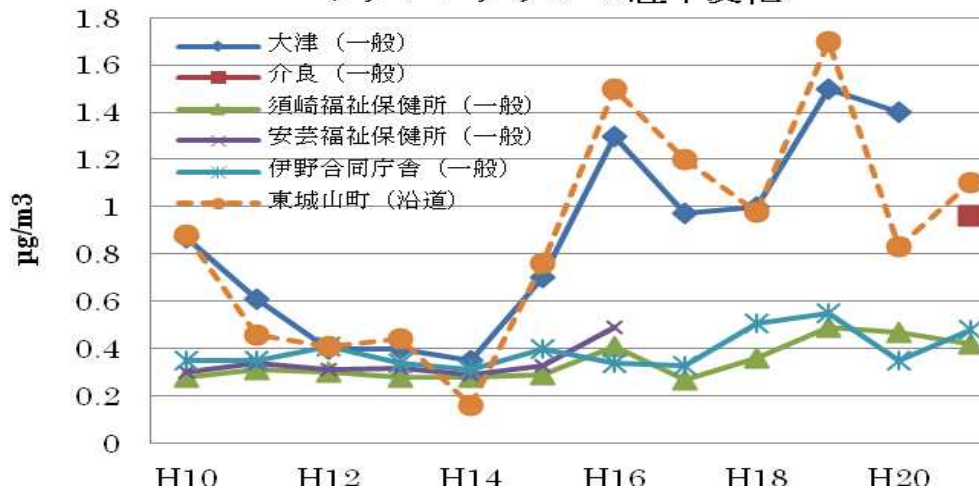


図 1 - 4